

(1) ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画

○各年度におけるICT活用目標

■ICT活用について

<2019年度> (状況)

- ・タブレット整備済の学校において、小学校中・高学年で月に1～2回、中学校において、週1～2回活用
- ・慶応義塾大学SFC研究所と連携し、令和元年度は、市内全中学校において、遠隔授業による「論理コミュニケーション」の授業等、遠隔システムを活用した学習を市内12の中学校において、全311回実施

<2020年度> (現状及び目標)

- ・同年度に整備を行う各学年において、整備後、各クラス1日1～2回以上活用
- ・1人1台未整備の学年においては、各クラス週1回以上活用
- ・端末の整備については、中3を優先して実施

<2021年度> (目標)

- ・整備済の各学年において、各クラス1日1～3回以上活用

<2022年度> (目標)

- ・整備済の各学年において、各クラス1日2～4回以上活用

■臨時休校や分散登校期間中等におけるICTを活用した学習支援と今後の計画

- ・学校ホームページを活用し、課題を配信
- ・教育センターホームページ上に家庭学習支援の授業動画のリンクページを作成。高岡ケーブルネットの協力を得て、授業動画のテレビ放送を実施
- ・校長からの応援メッセージ、学校からの応援メッセージのコンテンツを作成し、学校ホームページで配信するとともに、テレビでも放送
- ・中3生を対象に、V-CUBE (Web会議システム) を利用したクラスミーティング及び、双方向のオンライン授業を実施。家庭の端末を利用するとともに、通信環境が整っていない生徒は端末を貸し出し、公民館等を利用
- ・端末の整備が整った学年では、双方向のオンライン授業を実施
- ・「高岡教育アーカイブ」として、授業支援動画サイトを学年、教科ごとに、継続的に整備

○指導体制の強化や働き方改革(校務の効率化)への対応

- ・ICT支援員を学校からのニーズに合わせて配置し、授業支援、校務支援、環境整備、校内研修等のサポートを実施
- ・指導者用デジタル教科書の導入を含め、デジタル教材を教員間で共有したり、授業では端末を使って児童に共有したりすることで、授業準備や授業中の負担を軽減
- ・将来的に、打合せや連絡を校務支援システム上で実施することで校務の効率化を推進

○達成状況を踏まえたフォローアップ

- ・各年度終了後、各学校の活用状況を取りまとめて公表。目標未達成の学校については、ICT活用に関する研修を実施
- ・各年度の教員のICT活用指導力調査の結果を踏まえて、教員を対象とした研修を実施。

(2) 通信ネットワーク環境整備計画

○校内LAN整備計画

○小学校 23 校、中学校 11 校、義務教育学校 1 校

- ・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用し、令和 2 年度中に 1 Gbps の校内 LAN 環境を整備予定。
- ・インターネット回線 (WAN) については、新規で各学校に光回線を敷設し、VPN の利用やセンター集約を行わず、直接インターネットに繋げる。同時利用率を考慮して 1 台あたり 2 Mbps 程度の通信帯域を確保する。
- ・児童生徒 1 人 1 台配布するタブレットを活用し、公衆網とインターネットを介して、パブリッククラウドサービスに接続する。

○特別支援学校 1 校

- ・現状のネットワーク環境下 (VPN の利用とセンター集約方式) においても、端末を十分に使用できていることに加え、上記小学校・中学校・義務教育学校のネットワークを公衆網に切り替える予定である。また、児童数も少ないことから、既存のネットワーク環境下でも 1 人 1 台端末に十分対応できる。

○LTE 等活用計画 なし。

(3) 学習者用コンピュータ配備計画

①対象児童生徒数 (令和元年 5 月 1 日の学校基本調査の確定値を使用)

小 1 … 1, 201 人 小 2 … 1, 252 人 小 3 … 1, 183 人 小 4 … 1, 272 人
小 5 … 1, 322 人 小 6 … 1, 283 人 中 1 … 1, 326 人 中 2 … 1, 315 人
中 3 … 1, 385 人 計 11, 539 人

②必要整備台数

必要整備台数 = 11, 539 人 (対象児童数) - 863 台 (2020 年 3 月時点の整備済台数)
+ 28 台 (2022 年までに更新が必要な台数)
= 10, 704 台

(4) 広域・大規模での共同調達実施計画

○共同調達の実施の有無

実施予定なし

(5) 計画の取扱い等に関する事項

- ・本計画を、将来的に自治体が策定予定の「学校教育情報化推進計画」(※)の一部として活用する。
- ・本計画は、教育委員会の会議に諮る。
- ・自治体のホームページで公表する。

※ 学校教育の情報化の推進に関する法律 (令和元年法律第 47 号) 第 9 条において、国が定める「学校教育情報化推進計画」に基づき、「都道府県 (市町村) は、(略) その都道府県 (市町村) の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。」とされている。